

会議録要旨

(1) 会議の名称	令和８年度第２回越前市情報公開・個人情報保護審査会
(2) 開催日時	令和８年７月３０日（木） 午後１時３０～午後２時２３分
(3) 開催場所	越前市役所３階 大会議室
(4) 出席委員氏名	中村会長、元山委員、坂下委員、前川委員、伊吹委員
(5) 欠席委員氏名	なし
(6) 出席所管課職員 職氏名	越前市人事・法制課 師田課長、奥山主幹、山口主事
(7) 会議議題	１ 協議事項 越前市情報公開条例の改正について ２ その他
(8) 開催形態	公開
(9) 傍聴者の数	０人
(10) 会議資料の名称	会議次第、会議資料
(11) 会議の内容の要旨	１ 協議事項 越前市情報公開条例の改正について 事務局から説明 質疑 ・第６条で書面による請求となっている。オンライン申請の導入を検討しているとのことだったが、システム的な困難からオンライン申請を見送ったのか。 (事務局回答) オンライン申請も想定している。条例で「書面」はオンライン申請を排除する趣旨ではないが、書面請求限定と受け取られないように、条文の書きぶりを修正する方向で検討したい。 ・第１８条第３項に規定されている「経済的困難その他特別の理由があると認めるとき」と「実施機関の定めるところにより」の意義は。 (事務局回答) 情報公開制度は、誰でもアクセスできるという制度趣旨であることから、一般的に考えられるのは生活保護や災害などで費用負担ができないため、制度の利用ができないという不都合を解消しようとするもの。「実施機関の定めるところにより」は、その他特別の理由を規則等で定めることを想定している。

	・「実施機関の定めるところにより」は何を規定することを想定しているか。 (事務局回答) 国に倣い、減額の基準、手続きについて定める予定。 ・経済的困難は生活保護受給者であると思うが、その他特別の理由があると認めるときは、結構広く捉えられるのではないかと懸念される。判断基準やその確認方法など、窓口で判断する際に負担がかかるのでは。 (事務局回答) 減免に関する規定については、他市町の規定も参照しているところだが、ご指摘のとおり、「特別な理由があると認めるとき」という表現は行政側の恣意性が読めてしまう危険性があるため、書きぶりを見直していきたい。 ・市民等の定義中「市内に事務所又は事業者を有する法人等」の判断方法は。 (事務局回答) 自己申告を想定。また、誓約によりその真実性を担保したい。 ・審査会の協議で出た疑問点や質問を中心に今後内容をつめていくなかで、規則の充実も進めるように。 2 その他 条例は、令和8年9月議会に上程を予定。 結果については、メール等で報告予定。
--	---